

【表紙】

| | |
|-------------------------|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年6月16日 |
| 【会社名】 | 株式会社ナガオカ |
| 【英訳名】 | NAGAOKA INTERNATIONAL CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 三村 等 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪府貝塚市二色北町1番15号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っています。) |
| 【電話番号】 | (0725) 21-5750 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長 今尾 清孝 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪府泉大津市なぎさ町6番1号 |
| 【電話番号】 | (0725) 21-5750 (代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 常務取締役管理本部長 今尾 清孝 |
| 【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集(売出)金額】 | 募集金額 ブックビルディング方式による募集 367,200,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 152,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 76,000,000円 (注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額です。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年5月27日付をもって提出した有価証券届出書および平成27年6月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況」の記載内容の一部に誤りがあったため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第二部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(2) 新株予約権等の状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しています。

第二部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりです。

(記載省略)

e 第5回ストック・オプション 平成25年9月27日定時株主総会決議(平成25年9月27日 取締役会決議)

(訂正前)

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成26年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成27年4月30日) |
|--|------------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,000(注)1、2 | 860 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 86,000 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,000(注)1、2 | 100,000(注)1、2、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 130,000(注)3 | 1,300(注)3、5 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年9月28日 至 平成35年9月27日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 130,000 資本組入額 65,000 | 発行価格 1,300 資本組入額 650(注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)(記載省略)

(訂正後)

| 区分 | 最近事業年度末現在 (平成26年6月30日) | 提出日の前月末現在 (平成27年4月30日) |
|--|------------------------------|-----------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 1,000(注)1、2 | 860 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | - | - |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 1,000(注)1、2 | 86,000(注)1、2、5 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 130,000(注)3 | 1,300(注)3、5 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成27年9月28日 至 平成35年9月27日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 130,000 資本組入額 65,000 | 発行価格 1,300 資本組入額 650(注)5 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)4 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | - | - |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | - | - |

(注)(記載省略)